

第20期 定時株主総会招集ご通知

2018年1月1日 ▶ 2018年12月31日

日時 2019年3月28日(木曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

場所 大阪府豊中市新千里東町二丁目1番D-1号
千里阪急ホテル 西館2階 仙寿の間

目次

第20期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のお願い	3
株主総会参考書類	6
決議事項	
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役4名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	11
計算書類等	28

議決権行使のお願い

株主様のご意向を経営に反映いたしたく、3～4頁をご参照のうえ、いずれかの方法にて議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/4563/>



株主各位

証券コード 4563

2019年2月28日

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号

アンジェス株式会社

代表取締役社長 山田 英

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年3月27日（水曜日）午後10時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使書に記載のQRコードを読み取る方法、もしくは議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただく方法で、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使につきましては、3～4頁に記載の「議決権行使のお願い」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年3月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府豊中市新千里東町二丁目1番D-1号
千里阪急ホテル 西館2階 仙寿の間
(末尾の「第20期定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第20期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、受付開始は午前9時を予定しております。開会間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本株主総会招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会終了後、同会場にて「会社説明会」を開催いたします。当社の経営戦略や事業展開について直接株主の皆様にご説明申し上げ、あわせて皆様からのご質問、ご意見を賜りたく、引き続きご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.anges.co.jp/>）に記載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.anges.co.jp/>）に掲載させていただきます。また、本総会の決議内容（定時株主総会決議ご通知）のご案内につきましても、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

議決権行使のお願い

議決権は、株主様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書のご記入方法

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 ⇒ 「**賛**」の欄に○印
- 否認する場合 ⇒ 「**否**」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ⇒ 「**賛**」の欄に○印
- 全員否認する場合 ⇒ 「**否**」の欄に○印
- 一部の候補者の賛否を表示する場合 ⇒ 「**賛**」もしくは「**否**」の欄に○印をし、「**但し を除く**」の欄に、該当する候補者の番号をご記入ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社 ICJ が運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加される株主様は、当該プラットフォームをご利用ください。

株主総会への出席



株主総会
開催日時

2019年3月28日(木)午前10時

同封の議決権行使書用紙をお持ちいただき、
会場受付にご提出ください。

➕ 議事資料として本冊子を
お持ちください。

郵 送



行使期限

2019年3月27日(水)午後10時 到着

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する
賛否をご表示いただき、ご返送ください。

こちらを切り取って
ご返送ください。





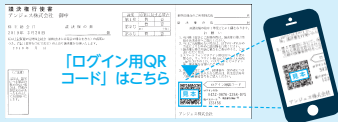
インターネット

行使期限 **2019年3月27日(水) 午後10時**まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ご注意ください

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、下の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

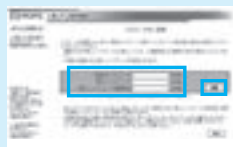
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



- 「ログインID・仮パスワード」を入力
- 「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



- 「新しいパスワード」を入力
- 「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使ウェブサイトのログインID及び仮パスワードは、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

☎ **0120-173-027**

通話料無料 受付時間 9:00~21:00

(ご参考)



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。

議案内容を確認して議決権行使ができますので、ぜひご活用ください。

アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/4563/>

バーコード読み取り機能付きのスマートフォン又は携帯電話をご利用の場合は、下記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。



招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能

招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。インターネット環境があれば、外出先や移動中も閲覧可能です。

スムーズな画面遷移

横メニューと縦スクロールを活用したスムーズな画面遷移を実現しています。



簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップに連動しています。



※「ネットで招集」をご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については、株主様のご負担となります。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業活動の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）に定める当会社の事業目的について追加及び変更を行うものであります。
- (2) 将来の事業展開に備えた機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当会社の発行可能株式総数を125,070,400株から250,000,000株に増加させるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遺伝子治療医薬品に関する研究開発・製造・輸出入及び販売 2 医薬品に関する研究開発 3 医薬品に関する輸出入及び販売 [新 設] [新 設] 4 医薬品の製造に関する技術指導サービス及びその受託製造 5 医療機器、医療用品及び医薬部外品等の研究開発、製造、輸出入及び販売等に関する業務 6 上記各号に附帯関連する一切の業務 <p>（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>125,070,400株</u>とする。</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [現行どおり] 2 <u>医薬品・医療機器・医療用品・医薬部外品・化粧品及び食品等の研究開発・製造・輸出入及び販売</u> [削除（変更案第2項に統合）] 3 <u>微生物叢の研究開発</u> 4 <u>遺伝子解析及び微生物叢解析による検査</u> 5 <u>医薬品・医療機器・医療用品・医薬部外品・化粧品及び食品等の製造に関する技術指導サービス及びその受託製造</u> [削除（変更案第2項に統合）] 6 <u>その他適法な一切の業務</u> <p>（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>250,000,000株</u>とする。</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>再任</p> <p>やま だ へい 山 田 英 (1950年6月27日生)</p>	<p>1981年4月 日本学術振興会 奨励研究員</p> <p>1982年4月 三菱化成工業株式会社（現三菱化学株式会社） 入社</p> <p>1995年1月 株式会社そーせい入社</p> <p>2000年8月 宝酒造株式会社入社</p> <p>ドラゴン・ジェノミクス株式会社（現タカラバ イオ株式会社）取締役</p> <p>2001年5月 当社入社 事業開発本部長</p> <p>2001年8月 当社取締役</p> <p>2002年6月 アンジェス ユーロ リミテッドCEO（現任）</p> <p>2002年9月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>2014年3月 アンジェス インク（現アンジェス USA, Inc.） CEO（現任）</p>	104,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 2002年9月に代表取締役社長に就任以降、当社グループの最高責任者として、経営戦略の決定、研究開発、事業開発及び管理業務を統括し、当社グループの経営目標を着実に遂行する上で必要な経験・知見、強いリーダーシップ力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	<p>再任</p> <p>えい き のり かず 栄 木 憲 和 (1948年4月17日生)</p>	<p>1979年8月 日本チバガイギー株式会社入社 1994年1月 バイエル薬品株式会社入社 1997年3月 同社取締役(滋賀工場長) 2002年7月 同社代表取締役社長 2007年1月 同社代表取締役会長 2010年4月 同社取締役会長 2014年5月 当社社外取締役(現任) 2015年3月 株式会社ファンペップ社外取締役(現任) 2015年6月 東和薬品株式会社社外取締役(現任) 2016年4月 ソレイジア・ファーマ株式会社社外取締役(現任) 2018年6月 株式会社ジーンテクノサイエンス社外取締役(現任)</p>	—
<p>【社外取締役候補者とした理由】 製薬企業経営者としての豊富な経験・知見を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年10ヶ月であります。</p>			
3	<p>再任</p> <p>こま むら じゅん いち 駒 村 純 一 (1950年5月3日生)</p>	<p>1973年4月 三菱商事株式会社入社 1996年4月 同社イタリア事業投資先Miteni社社長 2003年8月 森下仁丹株式会社執行役員 2003年10月 同社執行役員経営企画室長 2004年4月 同社常務執行役員経営企画室長 2004年6月 同社取締役常務執行役員経営企画室長 2005年4月 同社専務取締役専務執行役員 2005年11月 同社代表取締役専務 2006年10月 同社代表取締役社長(現任) 2012年3月 当社社外取締役(現任)</p>	—
<p>【社外取締役候補者とした理由】 企業経営者としての豊富な経験・知見を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">再任</div> ほら まこと 原 誠 (1951年3月15日生)	1974年4月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社） 入社 1999年8月 住友製薬株式会社総合計画室部長 兼 住友化学株式会社医薬事業室部長 2003年4月 住友化学株式会社石油化学業務室部長 2005年6月 同社執行役員経理室部長 2008年4月 同社常務執行役員 2010年4月 同社専務執行役員 2010年9月 大日本住友製薬株式会社常務執行役員 2011年6月 同社取締役常務執行役員 2012年4月 同社取締役専務執行役員 2016年6月 同社顧問 2018年3月 当社社外取締役（現任）	—
【社外取締役候補者とした理由】 製薬企業経営者としての豊富な経験・知見を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。			

- (注) 1. 駒村純一氏は、森下仁丹株式会社の代表取締役社長を兼務し、同社の製品を当社株主優待の取扱商品の一部としております。
2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 栄木憲和、駒村純一及び原誠の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、栄木憲和及び原誠の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
5. 栄木憲和、駒村純一及び原誠の3氏が社外取締役に選任された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。但し、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
とよやま しんじ 遠山伸次 (1942年12月21日生)	1965年4月 塩野義製薬株式会社入社 2000年3月 近畿バイオインダストリー振興会議（現特定非営利活動法人近畿バイオインダストリー振興会議）事務局長 2002年3月 当社社外監査役 2002年12月 バイオ・サイト・キャピタル株式会社社外取締役（現任） 2003年4月 特定非営利活動法人近畿バイオインダストリー振興会議 専務理事 2005年6月 同法人理事・クラスターマネージャー 2006年6月 同法人専務理事・クラスターマネージャー 2012年6月 同法人相談役（現任） 2017年3月 当社補欠社外監査役（現任）	—
【社外監査役の補欠の候補者とした理由】 製薬業界における豊富な経験・知見を有しており、長年当社の社外監査役としてその職責を十分に果たされた実績があるため、今後も社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者としております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 遠山伸次氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 遠山伸次氏が社外監査役に就任した時は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第38条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

以上

I. 企業集団の現況

1 事業の経過及び成果

■ 一般的概況

当社グループ(当社及び連結子会社2社)は当連結会計年度において、HGF遺伝子治療薬を中心とする遺伝子医薬品の研究開発を進めるとともに、戦略的提携先との共同開発を進めるなど、将来の成長を見据えた事業の深化を図ってまいりました。

このような状況のもと、当社は重症虚血肢を対象疾患としたHGF遺伝子治療薬について、条件及び期限付承認制度を活用し、2018年1月に厚生労働省に対し再生医療等製品の製造販売承認申請を行いました。

当社グループでは、提携企業からの契約一時金、開発協力金を研究開発事業収益に計上しております。また、ムコ多糖症Ⅶ型治療薬「ナグラザイム[®]」の販売収入につきまして、商品売上高に計上しております。

研究開発活動については、以下「研究開発の概況」に記載のとおり進捗いたしております。

その結果、当連結会計年度における事業収益は6億10百万円(前期比2億44百万円(67.1%)の増収)、経常損失は30億96百万円(前連結会計年度の経常損失は33億7百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は29億96百万円(前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は37億64百万円)となっております。

■ 研究開発の概況

当社グループでは、以下のプロジェクトを中心に研究開発を進めました。

■ HGF遺伝子治療薬 (一般名：ベペルミノゲンペルプラスミド、開発コード：AMG0001) (自社品)

<対象疾患：重症虚血肢>

重症虚血肢を対象疾患としたHGF遺伝子治療薬の開発については、条件及び期限付承認制度(2014年11月に施行された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)」で導入された再生医療等製品の早期実用化を目指した新しい承認制度)を活用し、2018年1月に厚生労働省に対し再生医療等製品の製造販売承認申請を行っております。

海外での開発については、2016年6月に決定した開発計画の変更に基づき、米国での新試験計画の策定を進めております。

なお、日本国内及び米国におけるHGF遺伝子治療薬の末梢性血管疾患を対象とした独占的販売権の許諾について、田辺三菱製薬株式会社と契約を締結しております。また、2019年2月にイスラエルにおけるHGF遺伝子治療薬の独占的販売権の許諾について同国Kamada社と基本合意書を締結しております。

■ NF-κBデコイオリゴDNA

<対象疾患：椎間板性腰痛症(開発コード：AMG0103) (自社品)>

NF-κBデコイオリゴDNAについては椎間板性腰痛症を含む腰痛疾患を適応症とした開発を進めています。当社は、2017年4月に米国FDAから新薬臨床試験開始届け(IND)の承認を受け、2018年2月より第1b相

臨床試験を実施、現在当初計画より若干の遅れがあるものの特段の問題なく患者登録中です。

<その他>

デコイオリゴDNAのその他の開発については、これまでNF- κ BデコイオリゴDNAの次世代型デコイの研究を行ってきましたが、NF- κ BとSTAT6という2つの転写因子を同時に抑制する働きを持った「キメラデコイ」の開発を進めております。NF- κ Bのみをターゲットとした従来のデコイに比べ、炎症を抑える効果が格段に高いことが期待されます。

■高血圧DNAワクチン（開発コード：AGMG0201）（自社品）

当社は、遺伝子治療薬、核酸医薬につづく遺伝子医薬の第三の事業として、DNAワクチンの開発を手がけており、最初の開発品として高血圧DNAワクチンの開発を進めています。当社は、2017年7月にオーストラリア規制当局（TGA）に治験届け（CTN）を提出、2018年4月より第I/II相試験を実施、現在特段の問題なく計画通りに患者登録中です。

■バイカル社との戦略的な事業協力

当社は、2016年12月にバイカル社と戦略的事業提携を締結し、共同開発を進めていくことで合意しています。本戦略的提携に基づく最初の具体案件として、2017年4月に慢性B型肝炎の完治を目指した遺伝子治療薬を共同開発することで合意、契約を締結したことを発表いたしました。同契約において当社は、日本における開発・販売権を対象とした優先交渉権を獲得しております。今後も、さらなる共同開発の可能性を含め、協力の具体策を検討してまいります。

■Vasomune社との提携

当社は、2018年7月にVasomune社と全世界を対象とした、急性呼吸不全など血管の不全を原因とする疾患を対象とした医薬品に関する共同開発に合意、契約を締結したことを発表いたしました。現在、非臨床段階の共同開発を進めております。

医薬品の開発状況

<自社品>

製品名/ プロジェクト	適応症	地域	開発段階	主な提携先
HGF遺伝子治療薬	重症虚血肢 (閉塞性動脈硬化症及 びバージャー病)	日本	製造販売承認申請済 み	田辺三菱製薬株式会社 (販売権供与)
		米国	試験計画中	田辺三菱製薬株式会社 (販売権供与)
NF- κ B デコイオリゴDNA	椎間板性腰痛症		第Ib相試験 (米国)	未定
高血圧DNAワクチン	高血圧症		第I/II相試験 (オーストラリア)	未定

2 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は50百万円であります。これは主に事務所移転に伴う投資であります。

3 資金調達の状況

当社において、リーディング証券株式会社を割当先とした第31回新株予約権（第三者割当て）の発行により、2018年8月までに新株予約権が全数行使され50億50百万円を、また、三田証券株式会社を割当先とした第33回新株予約権（第三者割当て）の発行により2018年12月までに新株予約権の一部が行使され28億47百万円を調達いたしました。

4 対処すべき課題

当社グループは、創薬系バイオベンチャーとして、次世代のバイオ医薬品である遺伝子医薬（DNAプラスミド製剤、核酸医薬）や治療ワクチンなどの医薬品開発と製造販売の事業を推進しております。

一方で医薬品事業は、製品化までに多額の資金と長い時間を要する等の特性があり、当社グループは継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあり、すべての開発投資を補うに足る収益は生じておりません。そのため、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような環境のもと、当社グループは当該状況の解消と継続的な発展を目指し、下記を重要な課題として取り組んでおります。

(1) 自社既存プロジェクトの推進と事業基盤の拡大

当社グループでは、重症虚血肢を対象としたHGF遺伝子治療薬、椎間板性腰痛症向けの核酸医薬（NF- κ BデコイオリゴDNA）、高血圧DNAワクチンの3プロジェクトを推進しております。これらのプロジェクトを確実に推進していくことが最優先課題であると考えております。

さらに、これらの既存プロジェクトに加え、ライセンス導入や共同開発、創薬プラットフォーム技術の獲得を目指した事業提携に加え、他社に対する一部資本参加や他社の買収等により開発パイプラインの拡充による事業基盤の拡大を図り、将来の成長を実現してまいります。

(2) 開発プロジェクトにおける提携先の確保

当社グループでは、開発プロジェクトのリスクを低減するために、製薬会社と提携し、契約金・マイルストーンや開発協力金を受け取ることにより財務リスクを低減しながら開発を進めるという提携モデルを基本方針としております。

重症虚血肢を含む末梢性血管疾患を対象としたHGF遺伝子治療薬については、米国と日本を対象とした独占的販売契約を田辺三菱製薬株式会社と締結しております。現在、厚生労働省に対し製造販売承認申請を行っており、承認後はマイルストーン収入やロイヤリティ収入が見込めます。また椎間板性腰痛症向けの核酸医薬（NF- κ BデコイオリゴDNA）、高血圧DNAワクチンにつきましては臨床試験を開始しており、良好な結果が得られましたら早期に製薬企業等に導出することで契約一時金等を得ることにより開発費の負担削減を目指してまいります。

今後も、製薬会社との提携を進めることにより、事業基盤の強化に努めてまいります。

(3) 資金調達の実施

当社グループにとって、研究開発活動を推進することは継続的な発展のために重要であり、そのためには状況に応じ機動的に資金調達を行うことが必要となります。過去、株式上場以降も公募増資、第三者割当増資、新株予約権の発行などによって資金調達をしておりますが、今後も、研究開発活動推進及び企業維持のために必要となる資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

5 財産及び損益の状況の推移

区 分		第17期 (2015年 1月 1日から 2015年12月31日まで)	第18期 (2016年 1月 1日から 2016年12月31日まで)	第19期 (2017年 1月 1日から 2017年12月31日まで)	第20期 (当連結会計年度) (2018年 1月 1日から 2018年12月31日まで)
事業収益	(千円)	430,154	514,269	365,183	610,050
経常利益 (△損失)	(千円)	△4,089,362	△4,847,297	△3,307,139	△3,096,213
親会社株主に帰属する当期純利益 (△純損失)	(千円)	△4,143,335	△4,776,780	△3,764,699	△2,996,629
1株当たり当期純利益 (△純損失)	(円)	△74.53	△75.29	△49.38	△34.46
総資産	(千円)	4,751,994	4,539,201	3,963,609	8,050,672
純資産	(千円)	4,221,356	3,869,382	3,621,881	7,734,459

(注) 1. 1株当たり当期純利益 (△純損失) は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 事業収益、経常利益 (△損失)、親会社株主に帰属する当期純利益 (△純損失)、総資産、純資産の金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益 (△純損失) は、銭未満を四捨五入して表示しております。

6 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
アンジェス USA, Inc.	千米ドル 400	% 100.0	米国での遺伝子医薬品などの医薬品開発
アンジェス ユーロ リミテッド	英ポンド 1	% 100.0	欧州での遺伝子医薬品などの医薬品開発、事業提携

(注) アンジェス ユーロ リミテッドは清算手続を行っており、2018年12月31日付けで減資を行いました。

(2) 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の2社であります。

当連結会計年度の事業収益は6億10百万円（前期比67.1%の増収）、親会社株主に帰属する当期純損失は29億96百万円（前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は37億64百万円）となりました。

7 主要な事業内容（2018年12月31日現在）

- (1) HGF遺伝子治療薬の研究開発
- (2) NF- κ BデコイオリゴDNA（核酸医薬）の研究開発
- (3) DNA治療ワクチンの研究開発
- (4) その他パイプラインに関する研究開発

8 主要な営業所（2018年12月31日現在）

- (1) 当社の主要な営業所
 本 社：大阪府茨木市
 東京支社：東京都港区
- (2) 子会社の主要な営業所
 アンジェス USA, Inc. : 米国 メリーランド州
 アンジェス ユーロ リミテッド：英国 サリー州

9 使用人の状況（2018年12月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
36名	△12名

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、退職者及び派遣社員5名（年間の平均人員）は含んでおりません。
 2. 使用人数の減少には、研究所機能の移転によるものを含みます。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33名	△11名	50.7歳	6年6ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、退職者及び派遣社員3名（年間の平均人員）は含んでおりません。
 2. 使用人数の減少には、研究所機能の移転によるものを含みます。

II. 株式の状況 (2018年12月31日現在)

- 1 発行可能株式総数** 125,070,400株
2 発行済株式の総数 97,981,061株 (うち自己株式83株を含む)

(注) 当期中における新株式の発行は下記のとおりであります。

新株予約権の行使による新株式発行 18,256,800株

- 3 株主数** 49,012名
4 大株主

株主名	持株数	持株比率
塩野義製薬株式会社	1,186,800株	1.21%
五十畑輝夫	711,300株	0.72%
森下竜一	691,600株	0.70%
野村證券株式会社	666,100株	0.67%
野村證券株式会社 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	625,951株	0.63%
大和証券株式会社	516,800株	0.52%
佐藤繁	489,300株	0.49%
音野進也	486,200株	0.49%
クレディ・スイス証券株式会社	400,059株	0.40%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	391,292株	0.39%

(注) 持株比率は自己株式 (83株) を除外して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅲ. 新株予約権等の状況

1 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第32回新株予約権
発行決議日		2018年4月23日
新株予約権の数		480個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 48,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり51,800円 (1株当たり518円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円
権利行使期間		2018年5月10日～2048年5月9日
行使の条件		※
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 360個 目的となる株式数36,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 120個 目的となる株式数12,000株 保有者数 3名
	監査役	該当なし

※本新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 本新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（但し、最終の日が休日に当たる場合には直後の営業日まで）に限り、本新株予約権を行使することができます。但し、本新株予約権者が割当日以降最初に到来する取締役の任期の満了日よりも前に当社の取締役の地位を喪失した場合、本新株予約権者が当社の取締役を解任された場合、又は自己都合により退任した場合（疾病、障害により退任した場合を除く。）は、本新株予約権を行使することはできません。
- ② 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合には、本新株予約権を行使することができません。
- ③ 本新株予約権者が不正若しくは違法な職務執行を行った場合、又は本新株予約権者が当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合には、本新株予約権を行使することができません。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- ⑤ 本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部の放棄を申し出た場合には、かかる放棄の申し出のあった本新株予約権の全部又は一部を行使することができません。

- ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできません。
- ⑦ 上記①にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人に限り本新株予約権の相続を認め、かつ、本新株予約権者の死亡の日から10か月以内に本新株予約権を相続する法定相続人を確定の上、同期間内に権利保有者変更手続を行った場合にのみ、本新株予約権者の死亡の日から1年を経過する日までに限り、当該法定相続人は本新株予約権を行使することができます。但し、本新株予約権者が割当日以降最初に到来する取締役の任期の満了日より前に死亡した場合には、本新株予約権の相続による承継は認められません。また、本新株予約権を相続により承継した法定相続人からの本新株予約権の相続は認められません。

2 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

IV. 会社役員の様況

1 取締役及び監査役の様況 (2018年12月31日現在)

地位	氏名	担当又は重要な兼職の様況
代表取締役社長	山田 英	アンジェス USA, Inc. CEO アンジェス ユーロ リミテッド CEO
取締役	平崎 誠司	アンジェス ユーロ リミテッド 取締役 オリシロジェノミクス株式会社 代表取締役
取締役	栄木 憲和	株式会社ファンペップ 社外取締役 東和薬品株式会社 社外取締役 ソレイジア・ファーマ株式会社 社外取締役 株式会社ジーンテクノサイエンス 社外取締役
取締役	駒村 純一	森下仁丹株式会社 代表取締役社長
取締役	原 誠	
常勤監査役	堀越 克則	
監査役	成松 明博	
監査役	菱田 忠士	セルアクシア株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役栄木憲和、駒村純一及び原誠の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役堀越克則、成松明博及び菱田忠士の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役栄木憲和氏及び取締役原誠氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出ております。
4. 2018年3月29日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって、北里一郎氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 2018年3月29日開催の第19期定時株主総会において、原誠氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

2 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等種類別の総額		支給総額
		基本報酬	ストック・オプション	
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (4名)	57,100千円 (12,600千円)	18,082千円 (4,520千円)	75,183千円 (17,120千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	20,400千円 (20,400千円)	— —	20,400千円 (20,400千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (7名)	77,500千円 (33,000千円)	18,082千円 (4,520千円)	95,583千円 (37,520千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1999年12月17日開催の創立総会決議において年額200,000千円以内となっております。
 2. 監査役の報酬限度額は、1999年12月17日開催の創立総会決議において年額60,000千円以内となっております。
 3. スtock・オプションは、2018年4月23日開催の取締役会において発行を決議いたしました当社取締役（社外取締役を含む）に対して割り当てる、退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）であり、取締役の報酬限度額とは別枠となっており、当事業年度における費用計上額を記載しております。
 4. 期末日現在の取締役は5名（社外取締役3名）、監査役は3名（社外監査役3名）であります。上記の対象となる取締役の員数と相違しておりますのは直前の定時株主総会の終結の日をもって退任した取締役1名（社外取締役）が含まれているためであります。

3 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役並びに社外監査役各氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条及び第38条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

4 社外役員に関する事項

- (1) 重要な兼職先と当社との関係
 取締役駒村純一氏は、森下仁丹株式会社の代表取締役社長を兼務し、同社の製品を当社株主優待の取扱商品の一部としております。
- (2) 会社又は会社の特定関係事業者との関係
 社外役員は、当社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者及びその三親等以内の親族その他これに準ずる者であったことはありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

・取締役 栄木憲和

当事業年度中に開催した取締役会14回中13回に出席しており、主に医薬品事業に関する企業の経営者であった豊富な経験から適宜発言を行っております。

・取締役 駒村純一

当事業年度中に開催した取締役会14回中11回に出席しており、主に医薬品事業に関する企業の経営者としての豊富な経験から適宜発言を行っております。

・取締役 原誠^(注)

当事業年度中に開催した取締役会10回中10回に出席しており、主に医薬品事業に関する企業の経営者であった豊富な経験から適宜発言を行っております。

・常勤監査役 堀越克則

当事業年度中に開催した取締役会14回中14回に出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会14回中14回に出席しております。主に製薬業界における豊富な経験から適宜発言を行っております。

・監査役 成松明博

当事業年度中に開催した取締役会14回中14回に出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会14回中14回に出席しております。主に製薬業界における豊富な経験から適宜発言を行っております。

・監査役 菱田忠士

当事業年度中に開催した取締役会14回中14回に出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会14回中14回に出席しております。主に製薬業界における豊富な経験から適宜発言を行っております。

(注) 取締役原誠氏につきましては、2018年3月29日就任後の状況を記載しております。

(4) 報酬等の総額

支給人員^(注) 7名 37,520千円

(注) 社外役員の支給人員は期末日現在の社外役員6名に、直前の定時株主総会の終結の日をもって退任した社外役員1名を加えた7名を記載しております。

V. 会計監査人の状況

1 名称 有限責任監査法人トーマツ

2 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額には、当社と監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を区分しておらず、実質的な区分もできないため、これらの合計額で記載しております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、経営執行部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過去の会計監査の職務執行状況及び報酬実績並びに報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は「アンジェスグループ企業理念・行動方針・行動規範」を制定し、コンプライアンスの実効性が高められるよう、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知・徹底し、必要な教育・研修の機会を提供します。
 - ② 当社は代表取締役を委員長とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、「リスク管理・コンプライアンス規程」に基づき、当社及び子会社のコンプライアンスの状況について確認を行い、取締役会への報告を行います。
 - ③ コンプライアンス違反を早期に発見し、是正することを目的とする社内通報体制として内部通報制度を設け、「リスク管理・コンプライアンス規程」に基づき通報者の保護を確保した通報体制を整備します。
 - ④ 「インサイダー取引防止規程」に基づき、取締役、監査役又は使用人がその職務に関して取得した内部情報の管理、取締役、監査役又は使用人の株式等の売買、その他の取引の規制及び取締役、監査役又は使用人の服務に際し遵守すべき基本的事項を定め、インサイダー取引防止に努めます。この内容は子会社へも適用します。
 - ⑤ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。
 - ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求がなされた場合には、管理部門を対応部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携のうえ対応します。
 - ⑦ 業務執行組織から独立した内部監査担当を設置し、「内部監査規程」に基づき、子会社及び下記の体制を含めた全ての業務を対象に、リスク評価に基づく監査計画を取締役会の承認の下に策定・実行し、監査結果を取締役会へ報告して改善を図ります。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役及び使用人の職務執行に係る情報の保存、管理等に関する規程を、「文書保存管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」として定め、これらに基づき、当該情報が記載又は記録された文書、媒体等の保存及び管理を適切かつ確実に行うものとします。
 - ② 個人情報については、個人情報保護法、マイナンバー法等の関係法令その他社会的規範を遵守し、「個人情報取扱規程」及び「個人番号を含む特定個人情報取扱規程」に基づき情報資産を適切に保護管理します。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「リスク管理・コンプライアンス規程」に基づき、リスク管理・コンプライアンス委員会において、事業継続に重大な影響を及ぼすリスクを評価し、対応すべきリスクを選定するとともに、「事業継続計画（BCP）」を定めて想定されるリスクに応じた有事に備え、有事が発生した場合には迅速かつ適切に対応します。

- ② 取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施します。
 - ③ 取締役会は、毎年、リスク管理体制について見直しを行います。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 定例の取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目について意思決定するとともに、業務執行の状況を監督します。
 - ② 執行役員制度により、取締役による効率的な職務執行を補佐し、迅速かつ適切な経営に取り組みます。
 - ③ 「組織規程」において、職務執行に関する権限及び責任の範囲を業務分掌表に定めて業務を効率的に遂行するとともに、会社の意思決定方法を職務権限一覧表に定めて重要性に応じた意思決定を行います。
 - ④ 取締役会は中期経営計画を策定し、これに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理します。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社及び子会社それぞれにリスク管理・コンプライアンス管理機能を設け、連携して情報収集及び管理を行うものとします。
 - (b) 当社及び子会社において、取締役及び使用人に対するコンプライアンス教育・研修を継続的に実施します。
 - (c) 当社及び子会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、社内規程は随時見直しを行います。
 - ② 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社管理統括部門を設置し、「関係会社管理規程」その他関連規程により子会社の管理方法を明確にするとともに、関係部門と連携して子会社の管理を行います。子会社の組織及び業務執行体制につき定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督します。

また、子会社における意思決定について、子会社の各種関連規程に基づき業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう指導を行います。

子会社の取締役及び使用人は、子会社の内部統制システムの整備及び運用の状況を、定期的に当社へ報告することとします。
 - ③ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 子会社にリスク管理及びコンプライアンス管理に関する規程を整備させ、想定されるリスクに備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応します。
 - (b) 子会社の取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施します。

-
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社に対して、当社の承認を必要とする事項と報告事項を明確に定めさせるとともに、職務執行及び事業状況を定期的に報告させます。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ① 監査役より、監査役の業務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で補助使用人を配置します。
 - ② 補助使用人の任命、異動、評価、処分にあたっては監査役の事前の同意を得ることとし、本職務の遂行にあたっては、取締役の指揮命令は受けないものとするにより、取締役からの独立性を確保します。
 - ③ 補助使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保します。
- (7) 監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役及び使用人は、当社における経営上の重要事項並びに法令・定款等に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼす事実及びそれらの事実が発生する懸念について、監査役に対して適時適切に報告を行います。また、監査役はその職務の遂行上、必要と判断した事項に関し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告及び資料の提供を求めることができる体制を整えます。
 - ② 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社における経営上の重要事項並びに法令・定款等に違反する行為、子会社に著しい損害を及ぼす事実及びそれらの事実が発生する懸念について、直ちに当社の子会社管理統括部門に報告することとし、当該管理統括部門は当該報告のうち当社の代表取締役と監査役との協議により決定した事項については監査役に報告します。
 - ③ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役は、取締役又は使用人から得た情報について第三者に報告する義務を負いません。また、監査役は、報告をした使用人の人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保します。
- ② 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力します。
- ③ 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができるものとします。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

コンプライアンスに対する取組みの状況

代表取締役を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を1回開催し、リスク管理システムに関する教育を実施しました。また、当社及び子会社のコンプライアンスの状況について取締役会への報告を行いました。

当社は内部通報規程を整備したうえで内部通報の受付窓口を社内・社外に設置し、問題の早期発見と改善措置に備えております。

内部監査につきましては、取締役会で承認された内部監査計画に基づいて実施しております。

職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役5名で構成され、監査役3名（いずれも社外監査役）も出席しております。取締役会は14回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

損失の危機の管理に対する取組みの状況

当社は、自然災害や感染症の流行等により生じる損害の拡大を抑え最小に止めるために、事業継続計画 大地震編及び感染症編を策定しており、同計画に基づく訓練、耐震施工、大地震及び感染症流行対策用備蓄品の整備を実施しました。

当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部にて子会社の経営管理体制を整備、統括しております。

監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は、監査役3名（いずれも社外監査役）で構成されています。監査役会は14回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役はリスク管理・コンプライアンス委員会に出席し、監査の実効性の向上を図っております。

3 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(特に記載がある場合を除き、本事業報告における記載金額は各単位未満を切り捨て、数量及び比率は各単位未満を四捨五入して表示しております。)

連結貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	7,542,170	流動負債	291,631
現金及び預金	5,784,894	買掛金	112,925
売掛金	257,484	未払金	97,803
商品	83,746	未払費用	16,487
原材料及び貯蔵品	923,644	未払法人税等	53,253
前渡金	366,086	前受金	686
前払費用	28,277	預り金	10,475
未収消費税等	73,041	固定負債	24,581
その他	24,994	繰延税金負債	1,695
固定資産	508,502	資産除去債務	22,885
有形固定資産	47,429		
建物	43,412	負債合計	316,213
工具器具備品	4,016	純資産の部	
投資その他の資産	461,072	株主資本	7,924,919
投資有価証券	401,068	資本金	9,395,825
敷金保証金	56,994	資本剰余金	5,210,447
その他	3,009	利益剰余金	△6,681,328
		自己株式	△24
		その他の包括利益累計額	△244,750
		その他有価証券評価差額金	△248,480
		為替換算調整勘定	3,729
		新株予約権	54,289
資産合計	8,050,672	純資産合計	7,734,459
		負債及び純資産合計	8,050,672

連結損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科目		金額	
事業	収益		
商品売上	高	382,847	
研究開発事業	収益	227,203	610,050
事業	費用		
売上原価	価	188,176	
研究開発	費	2,539,674	
販売費及び一般管理	費	947,454	3,675,305
営業	損失		3,065,255
営業	外収益		
受取替	利息	1,405	
為替	差益	785	
受取手数	料	8,417	
補助金	収入	3,313	
投資事業	組合運用	7	
雑	収入	246	14,176
営業	外費用		
株式交付	費	42,318	
新株予約権	発行	2,816	45,135
経常	損失		3,096,213
特別	利益		
投資有価証券	売却	31,193	
新株予約権	戻入	62,017	93,211
税金等調整	前当期純損失		3,003,002
法人税、住民税及び	事業税	5,147	
法人税等調整	額	426	
法人税等還付	税額	△11,946	△6,372
当期純	損失		2,996,629
親会社株主に	帰属する当期純損失		2,996,629

貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	7,379,198	流動負債	297,055
現金及び預金	5,649,219	買掛金	112,545
売掛金	257,484	未払金	103,607
商材	83,746	未払費用	16,487
原材料及び貯蔵品	923,644	未払法人税等	53,253
前渡金	364,228	前受金	686
前払費用	26,839	預り金	10,475
未収消費税等	73,041		
その他の	995	固定負債	22,885
		資産除去債務	22,885
固定資産	560,046		
有形固定資産	47,429	負債合計	319,941
建物	43,412		
工具器具備品	4,016	純資産の部	
		株主資本	7,813,494
投資その他の資産	512,617	資本金	9,395,825
投資有価証券	401,068	資本剰余金	5,210,447
関係会社株式	51,990	資本準備金	5,210,447
長期前払費用	3,009	利益剰余金	△6,792,754
敷金保証金	56,549	その他利益剰余金	△6,792,754
		繰越利益剰余金	△6,792,754
		自己株式	△24
		評価・換算差額等	△248,480
		その他有価証券評価差額金	△248,480
		新株予約権	54,289
		純資産合計	7,619,304
資産合計	7,939,245	負債及び純資産合計	7,939,245

損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
事業収益		
商品売上高	382,847	
研究開発事業収益	227,203	610,050
事業費用		
売上原価	188,176	
研究開発費	2,552,682	
販売費及び一般管理費	948,210	3,689,070
営業損失		3,079,019
営業外収益		
受取利息	288	
受取配当金	9,633	
受取手数料	8,417	
補助金収入	3,313	
投資事業組合運用益	7	
雑収入	246	21,906
営業外費用		
株式交付費	42,318	
為替差損	968	
新株予約権発行費	2,816	46,103
経常損失		3,103,216
特別利益		
投資有価証券売却益	31,193	
新株予約権戻入益	62,017	93,211
税引前当期純損失		3,010,005
法人税、住民税及び事業税		5,010
当期純損失		3,015,015

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年2月15日

アンジェス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 高木 政 秋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 満 美 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アンジェス株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンジェス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年2月15日

アンジェス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 高木 政秋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 満美 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アンジェス株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月18日

アンジェス株式会社 監査役会
 常勤監査役 堀越克則 ㊟
 監査役 成松明博 ㊟
 監査役 菱田忠士 ㊟

(注) 常勤監査役堀越克則、監査役成松明博及び監査役菱田忠士は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

memo

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

memo

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

memo

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

第20期定時株主総会会場ご案内図

日時

2019年3月28日（木曜日）

午前10時（受付開始午前9時）

場所



大阪府豊中市新千里東町二丁目1番D-1号

千里阪急ホテル
西館2階 仙寿の間
電話 06-6872-2211



交通

大阪国際空港からお越しの場合

大阪モノレール「千里中央駅」下車、徒歩5分

大阪・難波・梅田・新大阪方面からお越しの場合

地下鉄御堂筋線（北大阪急行電鉄）「千里中央駅」（南改札口）下車、徒歩5分

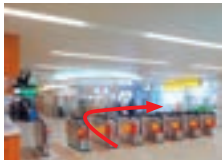
京都・高槻方面からお越しの場合

阪急京都線南茨木駅から大阪モノレール「千里中央駅」下車、徒歩5分

宝塚・川西・池田方面からお越しの場合

阪急宝塚線池田駅から大阪モノレール「千里中央駅」下車、徒歩5分

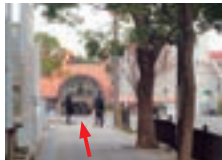
大阪モノレール「千里中央駅」から会場まで



①改札口を出たら右方向に50mほど進んでください

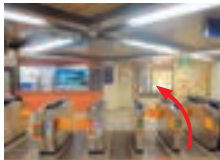


②セルシーの手前にある鉄の階段を下りて、まっすぐ進んでください

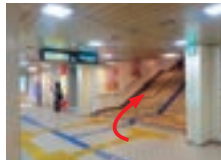


③信号機がある交差点「北新田橋北」まで歩くと、正面に千里阪急ホテルが見えます

地下鉄御堂筋線（北大阪急行）「千里中央駅」から会場まで



①到着した電車のホーム一番後ろにあるエスカレーターが階段を上がり、正面の「南改札口」を出て、右奥のほうへ進んでください



②奥にある階段で地上階へ上がり、エスカレーターで2階デッキへ上がってください(青色の「大阪モノレール」の案内表示に沿って進みます)



③「大阪モノレール」方向に100mほど進み、セルシーを通り過ぎたところにある鉄の階段を下りて、まっすぐ進んでください(左の③に続きます)